

## 令和5年度における指定管理者の指定の手続に関する方針

現に指定管理者制度を導入しており、現在の指定管理者の指定の期間が令和6年3月31日で満了する公の施設のうち108施設につきまして、次のとおり令和5年度における指定管理者の指定の手続の方針を決定しました。この方針に従い、必要な手続を進め、令和5年度中に指定の議案を市議会に提出する予定です。

### 1 指定管理者を公募して指定する方針の公の施設（5施設）

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者		今後の方針	指定の期間（予定）	所管課
		現在の指定管理者	現在の指定管理者			
なら100年会館駐車場	指定管理者制度	日本パーキング株式会社	日本パーキング株式会社	公募による指定管理者の指定の手続を実施	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	市民部 文化振興課
奈良市営JR奈良駅第1駐車場 奈良市営JR奈良駅第2駐車場	指定管理者制度	日本パーキング株式会社	日本パーキング株式会社	公募による指定管理者の指定の手続を実施	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	建設部 土木管理課
奈良市黒髪山キャンプフィールド	指定管理者制度	奈良市黒髪山キャンプフィールド運営協議会	奈良市黒髪山キャンプフィールド運営協議会	公募による指定管理者の指定の手続を実施	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	教育部 地域教育課
奈良市青少年野外活動センター	指定管理者制度	特定非営利活動法人奈良地域の学び推進機構	特定非営利活動法人奈良地域の学び推進機構	公募による指定管理者の指定の手続を実施	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	教育部 地域教育課

### 2 指定管理者を公募せずに指定する方針の公の施設（103施設）

■ 管理運営において事業の継続性や専門性、市の施策との一体性が必要とされる公の施設であって、他の団体によっては施設の設置の目的の達成又はその他の市の施策の推進に重大な支障をきたすため、公募しない公の施設

【公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 第3章第3節①参照】

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者		申請を求める団体の名称	左の団体に申請を求める理由	指定の期間（予定）	所管課
		現在の指定管理者	現在の指定管理者				
入江泰吉記念奈良市写真美術館	指定管理者制度	一般財団法人奈良市総合財団	一般財団法人奈良市総合財団	一般財団法人奈良市総合財団	当該団体は、平成24年度より当該施設の管理運営を行っているが、開館時より業務に携わっている入江泰吉記念写真美術館の財団資産及び職員を受け継いでおり、当該施設で実施する事業の遂行にあたっては、職員が有する専門性の高い知識及び経験が必要であることから、当該団体に管理運営を行わせることが施設の設置目的の達成に最も効果的である。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	市民部 文化振興課
入江泰吉旧居	指定管理者制度	一般財団法人奈良市総合財団	一般財団法人奈良市総合財団	一般財団法人奈良市総合財団	当該団体は、平成26年度の開館時より当該施設の管理運営を行っており、当該施設で実施する事業の遂行にあたっては、職員が有する専門性の高い知識及び経験が必要であることから、当該団体が管理運営を行うことが施設の設置目的の達成に最も効果的である。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	市民部 文化振興課
ならまちセンター	指定管理者制度	一般財団法人奈良市総合財団	一般財団法人奈良市総合財団	一般財団法人奈良市総合財団	(一財)奈良市総合財団(前身は(財)ならまち振興財団)は、ならまちセンターの開館以来、ならまちの魅力発信のためにエリア内の団体と連携しながら館を運営している。また、地域内で行われる様々な文化事業に協力しながら館独自の事業も展開している。長い年月をかけて構築してきた協力関係は、地域活性化に不可欠であることから、同財団に申請を求めるものである。	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日 (3年間)	市民部 文化振興課
なら100年会館	指定管理者制度	一般財団法人奈良市総合財団	一般財団法人奈良市総合財団	一般財団法人奈良市総合財団	(一財)奈良市総合財団(前身は(財)奈良市文化振興センター)は、なら100年会館の開館以来、その使命を自覚し、地域に根ざした事業に取り組んできた。その取り組みが、歴史文化に根ざした参加型創造事業として高く評価されており、これらの事業は今後も引き続き継続して実施していくことが施設の設置目的の達成に最も効果的であるため、同財団に申請を求めるものである。	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日 (3年間)	市民部 文化振興課
市美術館	指定管理者制度	一般財団法人奈良市総合財団	一般財団法人奈良市総合財団	一般財団法人奈良市総合財団	(一財)奈良市総合財団(前身は(財)奈良市文化振興センター)は、奈良市美術館の開館以来、公募展である「市展なら」や「奈良市美術家展」また市民実技講座の実施などにおいて、関係機関との連携や専門性が必要な業務に取り組んでおり、豊富な経験と実績は施設の管理運営に不可欠であり、同財団に申請を求めるものである。	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日 (3年間)	市民部 文化振興課
音声館	指定管理者制度	一般財団法人奈良市総合財団	一般財団法人奈良市総合財団	一般財団法人奈良市総合財団	当該施設については公募による選定を行ったところ、選ばれた指定候補者について市議会の議決を得ることができなかった。今後、施設のあり方を検討することが求められ、市の施策と一体的に改善方を検討・試行するにあたり、現状の課題・問題点を踏まえた施設改善を提案できる団体は、これまで長い期間において当該施設の運営管理を行っている、(一財)奈良市総合財団以外にはないため、当該団体へ申請を求めるものである。	令和6年4月1日 ～令和7年3月31日 (1年間)	市民部 文化振興課
奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール等18体育施設 ※施設詳細は別紙参照	指定管理者制度	一般財団法人奈良市総合財団	一般財団法人奈良市総合財団	一般財団法人奈良市総合財団	この団体は、平成24年度より当該施設の管理運営を行っており、当該施設での事業遂行にあたっては、管理対象施設を熟知しており、適切に管理運営を行っている。特に屋内温水プールの機械設備等については、老朽化が著しいため、安定的な施設運営を行うためには、現状を十分に把握している当該団体に管理運営を行わせることが適正である。	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日 (3年間)	市民部 スポーツ振興課
都祁農畜産物処理加工施設、都祁農林水産物処理加工施設	指定管理者制度	一般社団法人針ヶ別所未来開発	一般社団法人針ヶ別所未来開発	一般社団法人針ヶ別所未来開発	この団体は、農地利用の最適化と担い手の確保育成を目的に設立した社団法人であり、令和5年度より当該施設の管理運営を行っているが、当該公の施設で実施する事業の遂行にあたっては都祁地域を中心とした農地を守る活動を行い、都祁加工施設の歴史や活動状況を理解している。令和5年度以降も当該団体に管理運営を行わせることが必要であるため。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	市民部 都祁行政センター 地域振興課
公民館 ※施設詳細は別紙参照	指定管理者制度	公益財団法人奈良市生涯学習財団	公益財団法人奈良市生涯学習財団	公益財団法人奈良市生涯学習財団	この団体は、市が全額出資し、公民館の管理運営を行うために設立した公益財団法人であり、施設の管理運営において市の施策との一体性を持ちながら、公民館の設置目的に沿った管理運営を行ってきた実績があり、さらに地域と連携した公民館事業を企画・運営してきたノウハウとこれまで築いてきた24館の公民館ネットワークが今後の公民館管理運営に必要である。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	教育部 地域教育課

■ 地域の住民の利用に供することや地域の振興・活性化を主たる目的とした比較的小規模な公の施設であって、当該地域の住民で組織された団体に管理を行わせることがふさわしいため、公募しない公の施設

【公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 第3章第3節②参照】

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者	申請を求める団体の名称	左の団体に申請を求める理由	指定の期間(予定)	所管課
地域ふれあい会館						
済美地域ふれあい会館	指定管理者制度	済美地区自治連合会	済美地区自治連合会	地域ふれあい会館を地域コミュニティの拠点施設として位置づけ、地縁団体として地区の実情に通じた地区自治連合会による運営管理が地域ふれあい会館の有効活用とともに、地域コミュニティの活性化を図る上で最も適していると判断するため。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	市民部 地域づくり推進課
柳生地域ふれあい会館	指定管理者制度	丹生町自治会	丹生町自治会	地域ふれあい会館を地域コミュニティの拠点施設として位置づけ、地縁団体として地区の実情に通じた自治会による運営管理が地域ふれあい会館の有効活用とともに、地域コミュニティの活性化を図る上で最も適していると判断するため。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	市民部 地域づくり推進課
とみの里地域ふれあい会館	指定管理者制度	東登美ヶ丘地区自治連合会	東登美ヶ丘地区自治連合会	地域ふれあい会館を地域コミュニティの拠点施設として位置づけ、地縁団体として地区の実情に通じた地区自治連合会による運営管理が地域ふれあい会館の有効活用とともに、地域コミュニティの活性化を図る上で最も適していると判断するため。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	市民部 地域づくり推進課
右京地域ふれあい会館	指定管理者制度	右京地区自治連合会	右京地区自治連合会	地域ふれあい会館を地域コミュニティの拠点施設として位置づけ、地縁団体として地区の実情に通じた地区自治連合会による運営管理が地域ふれあい会館の有効活用とともに、地域コミュニティの活性化を図る上で最も適していると判断するため。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	市民部 地域づくり推進課
帯解地域ふれあい会館	指定管理者制度	田中町自治会	田中町自治会	地域ふれあい会館を地域コミュニティの拠点施設として位置づけ、地縁団体として地区の実情に通じた自治会による運営管理が地域ふれあい会館の有効活用とともに、地域コミュニティの活性化を図る上で最も適していると判断するため。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	市民部 地域づくり推進課
朱雀地域ふれあい会館	指定管理者制度	朱雀地区自治連合会	朱雀地区自治連合会	地域ふれあい会館を地域コミュニティの拠点施設として位置づけ、地縁団体として地区の実情に通じた地区自治連合会による運営管理が地域ふれあい会館の有効活用とともに、地域コミュニティの活性化を図る上で最も適していると判断するため。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	市民部 地域づくり推進課
東市地域ふれあい会館	指定管理者制度	東市地区自治連合会	東市地区自治連合会	地域ふれあい会館を地域コミュニティの拠点施設として位置づけ、地縁団体として地区の実情に通じた地区自治連合会による運営管理が地域ふれあい会館の有効活用とともに、地域コミュニティの活性化を図る上で最も適していると判断するため。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	市民部 地域づくり推進課
左京地域ふれあい会館	指定管理者制度	左京地区自治連合会	左京地区自治連合会	地域ふれあい会館を地域コミュニティの拠点施設として位置づけ、地縁団体として地区の実情に通じた地区自治連合会による運営管理が地域ふれあい会館の有効活用とともに、地域コミュニティの活性化を図る上で最も適していると判断するため。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	市民部 地域づくり推進課
青和地域ふれあい会館	指定管理者制度	青和地区自治連合会	青和地区自治連合会	地域ふれあい会館を地域コミュニティの拠点施設として位置づけ、地縁団体として地区の実情に通じた地区自治連合会による運営管理が地域ふれあい会館の有効活用とともに、地域コミュニティの活性化を図る上で最も適していると判断するため。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	市民部 地域づくり推進課
佐保川地域ふれあい会館	指定管理者制度	佐保川地区自治連合会	佐保川地区自治連合会	地域ふれあい会館を地域コミュニティの拠点施設として位置づけ、地縁団体として地区の実情に通じた地区自治連合会による運営管理が地域ふれあい会館の有効活用とともに、地域コミュニティの活性化を図る上で最も適していると判断するため。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	市民部 地域づくり推進課
辰市地域ふれあい会館	指定管理者制度	辰市地区自治連合会	辰市地区自治連合会	地域ふれあい会館を地域コミュニティの拠点施設として位置づけ、地縁団体として地区の実情に通じた地区自治連合会による運営管理が地域ふれあい会館の有効活用とともに、地域コミュニティの活性化を図る上で最も適していると判断するため。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	市民部 地域づくり推進課
月瀬地域ふれあい会館	指定管理者制度	月瀬自治会	月瀬自治会	地域ふれあい会館を地域コミュニティの拠点施設として位置づけ、地縁団体として地区の実情に通じた自治会による運営管理が地域ふれあい会館の有効活用とともに、地域コミュニティの活性化を図る上で最も適していると判断するため。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	市民部 地域づくり推進課
西大寺北地域ふれあい会館	指定管理者制度	西大寺北地区自治連合会	西大寺北地区自治連合会	地域ふれあい会館を地域コミュニティの拠点施設として位置づけ、地縁団体として地区の実情に通じた地区自治連合会による運営管理が地域ふれあい会館の有効活用とともに、地域コミュニティの活性化を図る上で最も適していると判断するため。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	市民部 地域づくり推進課
佐保台地域ふれあい会館	指定管理者制度	佐保台地区自治連合会	佐保台地区自治連合会	地域ふれあい会館を地域コミュニティの拠点施設として位置づけ、地縁団体として地区の実情に通じた地区自治連合会による運営管理が地域ふれあい会館の有効活用とともに、地域コミュニティの活性化を図る上で最も適していると判断するため。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	市民部 地域づくり推進課
都跡地域ふれあい会館	指定管理者制度	都跡地区自治連合会	都跡地区自治連合会	地域ふれあい会館を地域コミュニティの拠点施設として位置づけ、地縁団体として地区の実情に通じた地区自治連合会による運営管理が地域ふれあい会館の有効活用とともに、地域コミュニティの活性化を図る上で最も適していると判断するため。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	市民部 地域づくり推進課
大安寺西地域ふれあい会館	指定管理者制度	大安寺西地区自治連合会	大安寺西地区自治連合会	地域ふれあい会館を地域コミュニティの拠点施設として位置づけ、地縁団体として地区の実情に通じた地区自治連合会による運営管理が地域ふれあい会館の有効活用とともに、地域コミュニティの活性化を図る上で最も適していると判断するため。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	市民部 地域づくり推進課
東里地域ふれあい会館	指定管理者制度	東里地区自治連合会	東里地区自治連合会	地域ふれあい会館を地域コミュニティの拠点施設として位置づけ、地縁団体として地区の実情に通じた地区自治連合会による運営管理が地域ふれあい会館の有効活用とともに、地域コミュニティの活性化を図る上で最も適していると判断するため。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	市民部 地域づくり推進課
佐保地域ふれあい会館	指定管理者制度	佐保地域自治協議会	佐保地域自治協議会	地域ふれあい会館を地域コミュニティの拠点施設として位置づけ、地縁団体として地区の実情に通じた地域自治協議会による運営管理が地域ふれあい会館の有効活用とともに、地域コミュニティの活性化を図る上で最も適していると判断するため。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	市民部 地域づくり推進課

	伏見地域ふれあい会館	指定管理者制度	伏見地区自治連合会	伏見地区自治連合会	地域ふれあい会館を地域コミュニティの拠点施設として位置づけ、地縁団体として地区の実情に通じた地区自治連合会による運営管理が地域ふれあい会館の有効活用とともに、地域コミュニティの活性化を図る上で最も適していると判断するため。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	市民部 地域づくり推進課
	明治地域ふれあい会館	指定管理者制度	明治地区自治協議会	明治地区自治協議会	地域ふれあい会館を地域コミュニティの拠点施設として位置づけ、地縁団体として地区の実情に通じた地区自治協議会による運営管理が地域ふれあい会館の有効活用とともに、地域コミュニティの活性化を図る上で最も適していると判断するため。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	市民部 地域づくり推進課
自動車駐車場							
	杏南第一駐車場	指定管理者制度	杏南町自治会 駐車場運営委員会	杏南町自治会 駐車場運営委員会	当該団体は、施設を設置した当初から管理運営をしてきた実績のある、地域の住民で組織された団体である。当該駐車場は地域の住民を対象に設置した施設であることから、管理運営について地域住民と自治会との密接な関係において成り立っている要素が強いため、当該団体に管理を行わせることがふさわしいと考える。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	市民部 共生社会推進課
	杏南第二駐車場	指定管理者制度	杏南町自治会 駐車場運営委員会	杏南町自治会 駐車場運営委員会	当該団体は、施設を設置した当初から管理運営をしてきた実績のある、地域の住民で組織された団体である。当該駐車場は地域の住民を対象に設置した施設であることから、管理運営について地域住民と自治会との密接な関係において成り立っている要素が強いため、当該団体に管理を行わせることがふさわしいと考える。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	市民部 共生社会推進課
	杏南第三駐車場	指定管理者制度	杏南町自治会 駐車場運営委員会	杏南町自治会 駐車場運営委員会	当該団体は、施設を設置した当初から管理運営をしてきた実績のある、地域の住民で組織された団体である。当該駐車場は地域の住民を対象に設置した施設であることから、管理運営について地域住民と自治会との密接な関係において成り立っている要素が強いため、当該団体に管理を行わせることがふさわしいと考える。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	市民部 共生社会推進課
	横井第二駐車場	指定管理者制度	奈良市横井町自治連合会	奈良市横井町自治連合会	当該団体は、施設を設置した当初から管理運営をしてきた実績のある、地域の住民で組織された団体である。当該駐車場は地域の住民を対象に設置した施設であることから、管理運営について地域住民と自治会との密接な関係において成り立っている要素が強いため、当該団体に管理を行わせることがふさわしいと考える。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	市民部 共生社会推進課
	横井第三駐車場	指定管理者制度	奈良市横井町自治連合会	奈良市横井町自治連合会	当該団体は、施設を設置した当初から管理運営をしてきた実績のある、地域の住民で組織された団体である。当該駐車場は地域の住民を対象に設置した施設であることから、管理運営について地域住民と自治会との密接な関係において成り立っている要素が強いため、当該団体に管理を行わせることがふさわしいと考える。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	市民部 共生社会推進課
	横井第四駐車場	指定管理者制度	奈良市横井町自治連合会	奈良市横井町自治連合会	当該団体は、施設を設置した当初から管理運営をしてきた実績のある、地域の住民で組織された団体である。当該駐車場は地域の住民を対象に設置した施設であることから、管理運営について地域住民と自治会との密接な関係において成り立っている要素が強いため、当該団体に管理を行わせることがふさわしいと考える。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	市民部 共生社会推進課
	横井第五駐車場	指定管理者制度	奈良市横井町自治連合会	奈良市横井町自治連合会	当該団体は、施設を設置した当初から管理運営をしてきた実績のある、地域の住民で組織された団体である。当該駐車場は地域の住民を対象に設置した施設であることから、管理運営について地域住民と自治会との密接な関係において成り立っている要素が強いため、当該団体に管理を行わせることがふさわしいと考える。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	市民部 共生社会推進課
	横井第六駐車場	指定管理者制度	奈良市横井町自治連合会	奈良市横井町自治連合会	当該団体は、施設を設置した当初から管理運営をしてきた実績のある、地域の住民で組織された団体である。当該駐車場は地域の住民を対象に設置した施設であることから、管理運営について地域住民と自治会との密接な関係において成り立っている要素が強いため、当該団体に管理を行わせることがふさわしいと考える。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	市民部 共生社会推進課
	八条第一駐車場	指定管理者制度	奈良市八条第二自治会	奈良市八条第二自治会	当該団体は、施設を設置した当初から管理運営をしてきた実績のある、地域の住民で組織された団体である。当該駐車場は地域の住民を対象に設置した施設であることから、管理運営について地域住民と自治会との密接な関係において成り立っている要素が強いため、当該団体に管理を行わせることがふさわしいと考える。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	市民部 共生社会推進課
	八条第二駐車場	指定管理者制度	奈良市八条第二自治会	奈良市八条第二自治会	当該団体は、施設を設置した当初から管理運営をしてきた実績のある、地域の住民で組織された団体である。当該駐車場は地域の住民を対象に設置した施設であることから、管理運営について地域住民と自治会との密接な関係において成り立っている要素が強いため、当該団体に管理を行わせることがふさわしいと考える。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	市民部 共生社会推進課
	杏中第一駐車場	指定管理者制度	奈良市杏中町自治会	奈良市杏中町駐車場運営委員会	施設設置当初から地元自治会で管理・運営を実施してきたが、駐車場は自治会の会員全員が使用しているわけではないので、駐車場利用者で管理・運営すべきという考えのもと組織された団体である。申請者が自治会から変更となるが、これまで駐車場を管理・運営していたのも自治会の中の駐車場利用者であり、運営方法を熟知していることを考慮し、当該団体に管理を行わせることがふさわしいと考える。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	市民部 共生社会推進課
	杏中第二駐車場	指定管理者制度	奈良市杏中町自治会	奈良市杏中町駐車場運営委員会	施設設置当初から地元自治会で管理・運営を実施してきたが、駐車場は自治会の会員全員が使用しているわけではないので、駐車場利用者で管理・運営すべきという考えのもと組織された団体である。申請者が自治会から変更となるが、これまで駐車場を管理・運営していたのも自治会の中の駐車場利用者であり、運営方法を熟知していることを考慮し、当該団体に管理を行わせることがふさわしいと考える。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	市民部 共生社会推進課
	東之阪駐車場	指定管理者制度	奈良市東之阪町自治会	奈良市東之阪町自治会	当該団体は、施設を設置した当初から管理運営をしてきた実績のある、地域の住民で組織された団体である。当該駐車場は地域の住民を対象に設置した施設であることから、管理運営について地域住民と自治会との密接な関係において成り立っている要素が強いため、当該団体に管理を行わせることがふさわしいと考える。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	市民部 共生社会推進課

■ 医療施設又は福祉施設等利用者に対して特に配慮が必要とされる公の施設であって、指定管理者の変更が利用者の心身に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、公募しない公の施設

【公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 第3章第3節③参照】

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者	申請を求める団体の名称	左の団体に申請を求める理由	指定の期間(予定)	所管課
総合福祉センター	指定管理者制度	社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会	社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会	障害者との継続的な人間関係が構築されており、安心して利用できる施設となっている。指定管理者の変更は対人関係を構築しにくい障害者、特に生活介護事業の利用者に混乱をきたすこととなる。また各障害者団体とも社会福祉協議会として公平な関係性が保たれている。	令和6年4月1日 ～令和7年3月31日 (1年間)	福祉部 障がい福祉課
老人福祉センター ※施設詳細は別紙参照	指定管理者制度	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会	老人福祉センター間の日常業務における連携や業務改善、また本市との情報共有など、これまでもきめ細かくで臨機応変な対応により施設の適正かつ効果的な管理運営と市民サービスの向上を目指した事業展開の実績がある。今後、福祉ニーズの変化に対応した施設のあり方を検討していくにあたり、当該団体の福祉分野での経験と知識を活用し、継続して管理を委託することは、これまでの利用者が安心して利用できるものとするため。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	福祉部 長寿福祉課
市立奈良病院	指定管理者制度	公益社団法人 地域医療振興協会	公益社団法人 地域医療振興協会	平成16年12月の市立奈良病院開設当初から管理運営のノウハウを発揮しており、これまでの実績も優良であった点や、地域医療において医療提供体制の維持・継続性が重要な点、市立奈良病院が奈良県地域医療構想及び奈良県保健医療計画において主要な医療機関として位置づけられている点をふまえ、現状を今後も継続することが必要であるため。	令和6年4月1日 ～令和16年3月31日 (10年間)	健康医療部 医療政策課
柳生診療所、田原診療所、月ヶ瀬診療所、都祁診療所、興東診療所	指定管理者制度	公益社団法人 地域医療振興協会	公益社団法人 地域医療振興協会	柳生診療所と田原診療所は平成19年度、月ヶ瀬診療所と都祁診療所は平成21年度に公募を行った際、応募のあった団体は地域医療振興協会のみであり、以降も指定管理者として管理運営のノウハウを発揮し、これまでの実績も優良であった。また、市立奈良病院と同じ指定管理者が運営することにより、市立奈良病院から5診療所への医師・看護師等の診療応援など連携した医療サービスが提供でき、今後もこれを継続することが必要であるため。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	健康医療部 医療政策課

■ 当該公の施設の廃止、休館その他重要な変更を予定しているため、公募しない公の施設

【公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 第3章第3節⑥参照】

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者	申請を求める団体の名称	左の団体に申請を求める理由	指定の期間(予定)	所管課
都祁体育館	指定管理者制度	一般財団法人 奈良市総合財団	一般財団法人 奈良市総合財団	今後、施設運営について仕様の見直しを予定しており、令和6年度に指定管理者選定を行うため。	令和6年4月1日 ～令和7年3月31日 (1年間)	市民部 都祁行政センター 地域振興課
都祁生涯スポーツセンター等4体育施設 ※施設詳細は別紙参照	指定管理者制度	一般財団法人 奈良市総合財団	一般財団法人 奈良市総合財団	今後、施設運営について仕様の見直しを予定しており、令和6年度に指定管理者選定を行うため。	令和6年4月1日 ～令和7年3月31日 (1年間)	市民部 都祁行政センター 地域振興課
ならまち格子の家	指定管理者制度	ならまち格子の家指定 管理者コンソーシアム	奈良町にぎわいの家 管理共同体	当該施設は、より効率的な管理運営を行うために令和7年度から「奈良町にぎわいの家」と一体で指定管理者を募集する予定であり、令和6年度はその準備期間として施設整備等を実施する予定である。「奈良町にぎわいの家管理共同体」は、平成27年度から「奈良町にぎわいの家」の指定管理者として管理運営を行っており豊富なノウハウを有すること、また、地域とも良好な関係を築いていることから、令和6年度の指定管理者として選定しようとするものである。	令和6年4月1日 ～令和7年3月31日 (1年間)	観光経済部 奈良町にぎわい課

■ その他市長又は教育委員会が指定管理者の公募を行うことが適当でないと認める特別の事情があるため、公募しない公の施設

【公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 第3章第3節⑨参照】

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者	申請を求める団体の名称	左の団体に申請を求める理由	指定の期間(予定)	所管課
西部会館市民ホール	指定管理者制度	公益財団法人 奈良市生涯学習財団	公益財団法人 奈良市生涯学習財団	左記団体は西部会館において西部会館市民ホール及び西部公民館の両施設を指定管理しており一体管理による効率的な運営と経費削減を両立している。将来負担を軽減した持続的な施設の管理運営を今後も引き続き推進するためにも、同団体に申請を求めるものである。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	市民部 文化振興課
北部会館市民文化ホール	指定管理者制度	社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会	社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会	左記団体は北部会館において北部会館市民文化ホール及び北福祉センターの両施設を指定管理しており一体管理による効率的な運営と経費削減を両立している。将来負担を軽減した持続的な施設の管理運営を今後も引き続き推進するためにも、同団体に申請を求めるものである。	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日 (5年間)	市民部 文化振興課
西部会館駐車場	指定管理者制度	奈良市市街地開発 株式会社	奈良市市街地開発 株式会社	市の100%出資により設立された会社で、第一種市街地開発事業により整備された西部会館の施設管理者及び商業店の管理運営等の事業推進に努めている。平成13年5月の会館完成時から区分所有者の管理組合集議で管理者に選任され、付帯設備である駐車場も併せた建物全体の一体的管理運営をしており、その責任を十分果たしている。機械式駐車場の特殊な設備の操作に熟知し、事故対応等のノウハウを蓄積している。	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日 (3年間)	市民部 西部出張所 総務課